

長崎県看護協会 定款

(目的)第3条

長崎県看護協会は、公益社団法人日本看護協会との連携のもと、保健師、助産師、看護師および准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)第4条

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 継続教育及び看護学会等学術集会の開催に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護にかかる調査及び研究ならびに看護業務及び看護制度の改善への提言等に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 人々の健康生活に必要な知識及び技術並びに看護の心の普及啓発に関する事業
- (6) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (7) 施設貸与に関する事業
- (8) 公の施設の管理・運営事業

平成30年度 重点目標

- 1. 地域包括ケアシステムの充実に向けた看護の役割推進
- 2. 健康で安全に働き続けられる職場づくりの推進
- 3. 質の高い看護実践を支える生涯学習の推進

看護の質保証を目的とした
看護職のキャリアに応じた継続教育

1. 「生活」と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護の普及に向けた継続教育

- 1) 新たな社会ニーズに対応する能力支援のための研修
- 2) 政策提言に向けた研修

2. ラダーと連動した継続教育

- 1) 看護師の臨床ラダー(日本看護協会版)
- 2) 助産実践能力習熟段階(臨床ラダー)

3. 看護管理者が地域包括ケアシステムを推進するための力量形成に向けた継続教育

- 1) 看護管理者を対象とした研修
- 2) 認定看護管理者を対象とした研修

4. 専門能力開発を支援するための教育体制の充実に向けた継続教育

- 1) JNAラダー推進のための学習支援責任者(仮)育成研修
- 2) 都道府県看護協会の教育担当者・教育委員対象研修

5. 資格認定教育

- 1) 認定看護管理者教育課程